

横須賀市報

号外第 9 号

発行日	発行所	横須賀市小川町11番地 横須賀市役所
毎月	編集兼	横須賀市長
10日	発行人	上地克明
25日	印刷所	(有)宮村印刷所

目次	
告 示	
◇令和6年度横須賀市一般会計予算ほか9件について…	1
◇令和6年度横須賀市一般会計補正予算（第1号）について…	15
◇芸術劇場の利用料金の額の承認について…	”
◇ベイスクエア・パーキングの利用料金の額の承認について…	17
◇原動機付自転車等の標識について中一部改正…	”
◇旅館業条例に基づく国、地方公共団体又は公共的団体が設置する青少年の健全な育成を図るための施設、スポーツその他の施設の指定について中一部改正…	18
◇一般廃棄物処理の実施計画について…	”
◇漁港駐車場の利用料金の額の承認について…	19
公 告	
◇ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎及び破傷風ほか11件の予防接種について…	”
◇風しんの第5期予防接種の実施について…	”
◇肺炎球菌感染症の予防接種の実施について…	21
訓 令 甲	
◇事務分掌規則施行上の留意事項について中一部改正…	”
◇自殺対策推進本部設置規程中一部改正…	”

◇専決規程中一部改正…	”
◇福祉事務所専決規程中一部改正…	22
◇公文書管理規程中一部改正…	”
◇電子署名取扱規程中一部改正…	”
◇横須賀市職員人事評価規程中一部改正…	”
◇人事評価制度の運用等に関する委員会設置規程中一部改正…	23
◇横須賀市会計年度任用職員人事評価規程…	”
◇契約事務取扱規程中一部改正…	24
◇こども家庭センター設置規程…	”

告 示

横須賀市告示第65号

令和6年度横須賀市一般会計予算、同特別会計国民健康保険費予算、同特別会計公園墓地事業費予算、同特別会計介護保険費予算、同特別会計母子父子寡婦福祉資金貸付事業費予算、同特別会計公債管理費予算、同特別会計後期高齢者医療費予算、同水道事業会計予算、同下水道事業会計予算及び同病院事業会計予算は、3月26日市議会の議決を経ました。その要領は、次のとおりです。

令和6年4月1日

横須賀市長 上地 克 明

- 令和6年度横須賀市一般会計予算
- 令和6年度横須賀市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。
- （歳入歳出予算）
- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ168,920,000千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。
- （継続費）
- 第2条 地方自治法第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。
- （繰越明許費）
- 第3条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表 繰越明許費」による。
- （債務負担行為）
- 第4条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第4表 債務負担行為」による。
- （地方債）
- 第5条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第5表 地方債」による。
- （一時借入金）
- 第6条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、20,000,000千円と定める。
- （歳出予算の流用）
- 第7条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 市 税		千円
	1 市 民 税	59,750,653
	2 固 定 資 産 税	24,512,301
	3 軽 自 動 車 税	25,562,830
	4 市 た ば こ 税	643,284
	5 特 別 土 地 保 有 税	2,904,181
		1

	6 入 湯 税 7 事 業 所 税 8 都 市 計 画 税	4,016 1,600,791 4,523,249
2 地 方 譲 与 税	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税 2 自 動 車 重 量 譲 与 税 3 森 林 環 境 譲 与 税 4 特 別 と ん 譲 与 税	722,452 164,000 498,000 42,452 18,000
3 利 子 割 交 付 金	1 利 子 割 交 付 金	18,000 18,000
4 配 当 割 交 付 金	1 配 当 割 交 付 金	427,000 427,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	488,000 488,000
6 法 人 事 業 税 交 付 金	1 法 人 事 業 税 交 付 金	849,000 849,000
7 地 方 消 費 税 付 金	1 地 方 消 費 税 交 付 金	9,026,000 9,026,000
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	1 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	24,000 24,000
9 環 境 性 能 割 交 付 金	1 環 境 性 能 割 交 付 金	164,000 164,000
10 国有提供施設等所在市町村助成交付金	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	2,320,571 2,320,571
11 地 方 特 例 交 付 金	1 地 方 特 例 交 付 金	1,979,242 1,979,242
12 地 方 交 付 税	1 地 方 交 付 税	18,783,000 18,783,000
13 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	47,598 47,598
14 分 担 金 及 び 負 担 金	1 負 担 金	272,133 272,133
15 使 用 料 及 び 手 数 料	1 使 用 料 2 手 数 料	4,004,611 3,260,881 743,730
16 国 庫 支 出 金	1 国 庫 負 担 金 2 国 庫 補 助 金 3 委 託 金	29,703,720 22,056,790 7,528,642 118,288
17 県 支 出 金	1 県 負 担 金 2 県 補 助 金 3 委 託 金	10,078,117 7,022,370 2,389,372 666,375
18 財 産 収 入	1 財 産 運 用 収 入 2 財 産 運 売 払 収 入	2,527,546 196,556 2,330,990
19 寄 附 金	1 寄 附 金	758,230 758,230
20 繰 入 金	1 基 金 繰 入 金 2 特 別 会 計 繰 入 金	7,021,579 6,965,026 56,553
21 繰 越 金	1 繰 越 金	300,000 300,000
22 諸 収 入	1 延 滞 金 、 加 算 金 、 過 料 2 市 預 金 元 利 子 3 貸 付 託 金 事 業 利 収 入 4 受 託 事 業 利 収 入 5 雑 収 入	7,353,948 98,010 17 1,847,574 891,176 4,517,171

23 市 債	1 市 債	12,300,600
		12,300,600
歳 入 合 計		168,920,000

歳 出

款	項	金 額
		千円
1 議 会 費	1 議 会 費	771,330 771,330
2 総 務 費	1 総 務 管 理 費 2 徴 税 費 3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費 4 選 挙 計 画 費 5 統 計 費 6 監 査 員 示 費 7 住 居 表 示 費	20,067,102 17,431,115 1,599,574 754,057 111,736 56,168 110,726 3,726
3 民 生 費	1 社 会 福 祉 費 2 児 童 福 祉 費 3 生 活 保 護 費 4 災 害 救 助 費	68,628,057 32,783,714 24,898,256 10,945,117 970
4 衛 生 費	1 保 健 衛 生 費	8,076,925 8,076,925
5 環 境 費	1 環 境 費	8,093,434 8,093,434
6 労 働 費	1 労 働 費	324,555 324,555
7 農 林 水 産 業 費	1 農 業 費 2 水 産 業 費	1,015,824 131,318 884,506
8 商 工 費	1 商 工 費	3,097,902 3,097,902
9 土 木 費	1 土 道 橋 管 理 費 2 路 橋 管 理 費 3 河 港 川 湾 費 4 都 市 計 画 費 5 住 宅 費 6 住 宅 費	19,887,461 2,975,037 4,844,001 195,247 1,586,383 8,724,749 1,562,044
10 消 防 費	1 消 防 費	6,922,526 6,922,526
11 教 育 費	1 教 育 総 務 費 2 小 学 校 費 3 中 学 校 費 4 全 日 制 高 等 学 校 費 5 定 時 制 高 等 学 校 費 6 幼 稚 園 費 7 特 別 支 援 学 校 費 8 社 会 支 援 教 育 費 9 保 健 体 育 費	14,211,709 3,967,658 4,114,834 2,619,990 1,093,377 17,751 13,556 188,205 1,009,200 1,187,138
12 災 害 復 旧 費	1 農 林 水 産 業 施 設 災 害 復 旧 費 2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	149,800 14,900 134,900
13 公 債 費	1 公 債 費	17,451,375 17,451,375
14 諸 支 出 金	1 放 射 能 測 定 調 査 費	22,000 22,000
15 予 備 費	1 予 備 費	200,000 200,000

歳 出 合 計	168,920,000
---------	-------------

第 2 表 継続費 (単位 千円)

款	項	事 業 名	総 額	年 度	年 割 額
総 務 費	総 務 管 理 費	令 和 6 年 度 費 〔 芸 術 劇 場 設 備 更 新 〕	1,886,566	令 和 6 年 度	748,807
				令 和 7 年 度	1,137,759
民 生 費	児 童 福 祉 費	令 和 6 年 度 費 児 童 福 祉 施 設 等 整 備 費 〔 (仮称) 南こども園 新 築 工 事 〕	1,135,937	令 和 6 年 度	206,534
				令 和 7 年 度	929,403
土 木 費	住 宅 費	令 和 6 年 度 費 住 宅 管 理 費 〔 久 里 浜 改 良 ア パ ー ト (D ・ E ・ F 棟) 外 壁 等 改 修 〕	219,000	令 和 6 年 度	87,600
				令 和 7 年 度	131,400
		令 和 6 年 度 費 住 宅 管 理 費 〔 久 里 浜 ハ イ ム (B 棟) 外 壁 等 改 修 〕	101,000	令 和 6 年 度	40,400
				令 和 7 年 度	60,600
消 防 費	消 防 費	令 和 6 年 度 費 常 備 消 防 費 〔 中 央 消 防 署 空 調 設 備 改 修 〕	174,350	令 和 6 年 度	69,740
				令 和 7 年 度	104,610

第 3 表 繰越明許費 (単位 千円)

款	項	事 業 名	金 額
総 務 費	徴 税 費	賦 課 徴 収 費 (固 定 資 産 税 納 税 通 知 書 印 字 封 入 業 務)	7,505
商 工 費	商 工 費	商 工 総 務 費 (ス タ ー ト ア ッ プ 推 進 事 業)	3,000
土 木 費	道 路 橋 り ょ う 費	道 路 橋 り ょ う 維 持 費 (道 路 橋 り ょ う 維 持 修 繕 事 業)	355,000
		道 路 橋 り ょ う 維 持 費 (自 転 車 等 駐 車 場 維 持 管 理 事 業)	47,300
	都 市 計 画 費	公 園 管 理 費 (公 園 維 持 補 修 事 業)	30,000
教 育 費	小 学 校 費	学 校 管 理 費 (小 学 校 営 繕 工 事 費)	85,000
	中 学 校 費	学 校 管 理 費 (中 学 校 営 繕 工 事 費)	55,000

第 4 表 債務負担行為 (単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
本 庁 舎 内 照 明 E S C O 事 業	令和 7 年度から 令和16年度まで	3,600 千円に消費税額及び地方消費 税額を加算した額
総 務 事 務 セ ン タ ー 運 営 業 務 委 託	令和 7 年度から 令和11年度まで	537,033 千円に消費税額及び地方消 費税額を加算した額
太 陽 光 パ ネ ル 等 借 上 料 (令 和 6 年 度 設 置 分)	令和 7 年度から 令和26年度まで	245,823

道 路 照 明 灯 E S C O 事 業	令和 7 年度から 令和16年度まで	206,304 千円に消費税額及び地方消 費税額を加算した額
ヴェルニール公園土地借上料	令和 7 年度	900
野比海岸公園土地借上料	令和 7 年度から 令和10年度まで	5,789
公園照明灯 E S C O 事 業	令和 7 年度から 令和16年度まで	88,416 千円に消費税額及び地方消 費税額を加算した額
三笠公園集客・交流拠点機能拡充事業費 及び三笠公園指定管理料	令和 7 年度から 令和26年度まで	1,960,734 千円に消費税額及び地方 消費税額を加算した額

第 5 表 地方債

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
庁舎改修事業費	312,300	普通貸借又は 証券発行	8.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借入れる資 金について、 利率の見直し を行った後に おいては、当 該見直し後の 利率)	政府資金についてはその融資条件により、その他の場合には借入れの日から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は本議決の範囲内で未償還額を借換えすることができる。事業の進捗等により起債額の全部又は一部を翌年度に繰越しあるいは限度額の範囲内において一時借入金又は短期債を起こすことができる。
町内会館整備事業費	56,900	同 上	同 上	同 上
芸術劇場整備事業費	748,600	同 上	同 上	同 上
文化会館等整備事業費	1,900	同 上	同 上	同 上
行政センター整備事業費	281,600	同 上	同 上	同 上
コミュニティセンター 整備事業費	64,900	同 上	同 上	同 上
美術館整備事業費	46,100	同 上	同 上	同 上
老人福祉施設整備事業費	74,400	同 上	同 上	同 上
社会福祉施設整備事業費	5,900	同 上	同 上	同 上
総合福祉会館整備事業費	18,600	同 上	同 上	同 上
児童福祉施設整備事業費	233,800	同 上	同 上	同 上
青少年施設整備事業費	21,500	同 上	同 上	同 上
健康安全科学センター 整備事業費	4,800	同 上	同 上	同 上
火葬場整備事業費	61,400	同 上	同 上	同 上
健康増進センター整備事業費	94,500	同 上	同 上	同 上
廃棄物処理施設整備事業費	990,000	同 上	同 上	同 上
脱炭素推進事業費	26,000	同 上	同 上	同 上
環境保全対策施設整備事業費	11,800	同 上	同 上	同 上
勤労福祉会館整備事業費	2,700	同 上	同 上	同 上
漁港施設整備事業費	199,300	同 上	同 上	同 上
産業交流プラザ整備事業費	12,700	同 上	同 上	同 上
市街地再開発事業費	760,400	同 上	同 上	同 上
急傾斜地崩壊対策事業費	354,200	同 上	同 上	同 上
道路整備事業費	2,456,500	同 上	同 上	同 上
自転車等駐車場整備事業費	98,400	同 上	同 上	同 上
河川整備事業費	76,000	同 上	同 上	同 上

港 湾 施 設 整 備 事 業 費	690,000	同 上	同 上	同 上
街 路 事 業 費	208,700	同 上	同 上	同 上
緑 化 推 進 事 業 費	11,800	同 上	同 上	同 上
公 園 整 備 事 業 費	879,500	同 上	同 上	同 上
公 営 住 宅 整 備 事 業 費	722,000	同 上	同 上	同 上
消 防 防 災 施 設 整 備 事 業 費	647,400	同 上	同 上	同 上
教 育 研 究 所 整 備 事 業 費	500	同 上	同 上	同 上
学 校 教 育 施 設 整 備 事 業 費	506,800	同 上	同 上	同 上
体 育 会 館 整 備 事 業 費	364,700	同 上	同 上	同 上
漁 港 施 設 災 害 復 旧 事 業 費	11,900	同 上	同 上	同 上
道 路 橋 り ょ う 災 害 復 旧 事 業 費	53,900	同 上	同 上	同 上
河 川 災 害 復 旧 事 業 費	3,000	同 上	同 上	同 上
港 湾 施 設 災 害 復 旧 事 業 費	10,000	同 上	同 上	同 上
公 園 災 害 復 旧 事 業 費	5,000	同 上	同 上	同 上
臨 時 財 政 対 策 債	970,400	同 上	同 上	同 上
調 整 債	199,800	同 上	同 上	同 上
計	12,300,600			

令和 6 年度横須賀市特別会計国民健康保険費予算

令和 6 年度横須賀市の特別会計国民健康保険費の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 41,754,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,420,000 千円と定める。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 国 民 健 康 保 険 事 業 収 入		千円
	1 国 民 健 康 保 険 料 収 入	7,477,929 7,477,929
2 使 用 料 及 び 手 数 料		30
	1 手 数 料	30
3 国 庫 支 出 金		10,274
	1 国 庫 補 助 金	10,274
4 県 支 出 金		29,169,762
	1 県 補 助 金	29,169,762
5 繰 入 金		4,983,895
	1 一 般 会 計 繰 入 金	4,052,000
	2 国民健康保険財政調整基金繰入金	931,895
6 繰 越 金		35,050
	1 繰 越 金	35,050
7 諸 収 入		76,879
	1 延 滞 金 及 び 過 料	22,210
	2 市 預 金 利 子	1
	3 雑 入	54,668
8 財 産 収 入		181
	1 財 産 運 用 収 入	181
歳 入	合 計	41,754,000

歳 出

款	項	金 額
---	---	-----

1 国 民 健 康 保 険 事 業 費		千円
	1 国 民 健 康 保 険 総 務 費	41,623,423
	2 保 険 給 付 費	707,038
	3 保 健 事 業 費	28,773,487
	4 諸 支 出 金	294,351
	5 国 民 健 康 保 険 事 業 費 納 付 金	32,840
2 予 備 費	6 基 金 積 立 金	10,883,812
	1 予 備 費	931,895
歳 出 合 計		130,577
		130,577
		41,754,000

令和 6 年度横須賀市特別会計公園墓地事業費予算
令和 6 年度横須賀市の特別会計公園墓地事業費の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)
第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 352,000 千円と定める。
2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。
(一時借入金)
第 2 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、8,000 千円と定める。

第 1 表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 使 用 料 及 び 手 数 料		千円
	1 使 用 料	263,903
	2 手 数 料	74,604
2 財 産 収 入		189,299
	1 財 産 運 用 収 入	2,962
3 繰 入 金		2,962
	1 公 園 墓 地 基 金 繰 入 金	20,030
4 繰 越 金		20,030
	1 繰 越 金	64,000
5 諸 収 入		64,000
	1 延 滞 金 及 び 過 料	1,105
	2 市 預 金 利 子	1
	3 雑 入	1
歳 入 合 計		1,103
		352,000

歳 出

款	項	金 額
1 公 園 墓 地 事 業 費		千円
	1 公 園 墓 地 事 業 費	351,000
	2 公 債 費	350,965
2 予 備 費		35
	1 予 備 費	1,000
歳 出 合 計		1,000
		1,000
		352,000

令和 6 年度横須賀市特別会計介護保険費予算
令和 6 年度横須賀市の特別会計介護保険費の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)
第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 41,995,000 千円と定める。
2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。
(一時借入金)
第 2 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000 千円と定める。

第 1 表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 介 護 保 險 事 業 収 入		千円
	1 介 護 保 險 料 収 入	8,807,719
2 使 用 料 及 び 手 数 料		
	1 手 数 料	1 1
3 国 庫 支 出 金		9,224,036
	1 国 庫 負 担 金	7,057,399
	2 国 庫 補 助 金	2,166,637
4 支 払 基 金 交 付 金		10,872,343
	1 支 払 基 金 交 付 金	10,872,343
5 県 支 出 金		5,988,927
	1 県 負 担 金	5,740,620
	2 県 補 助 金	248,307
6 財 産 収 入		2,540
	1 財 産 運 用 収 入	2,540
7 繰 入 金		6,478,943
	1 一 般 会 計 繰 入 金	5,883,000
	2 介 護 保 險 給 付 費 準 備 基 金 繰 入 金	595,943
8 繰 越 金		603,731
	1 繰 越 金	603,731
9 諸 収 入		16,760
	1 延 滞 金 及 び 過 料	566
	2 市 預 金 及 利 子	10
	3 雑 入	16,184
歳 入 合 計		41,995,000

歳 出

款	項	金 額
1 介 護 保 險 事 業 費		千円
	1 総 務 管 理 費	40,352,014
	2 保 險 給 付 費	948,358
2 地 域 支 援 事 業 費		1,602,038
	1 介 護 予 防 ・ 日 常 生 活 支 援 総 合 事 業 費	889,415
	2 包 括 支 援 等 事 業 費	712,623
3 保 健 福 祉 事 業 費		35,508
	1 保 健 福 祉 事 業 費	35,508
4 基 金 積 立 金		2,540
	1 基 金 積 立 金	2,540
5 予 備 費		500
	1 予 備 費	500
6 諸 支 出 金		2,400
	1 繰 出 金	2,400
歳 出 合 計		41,995,000

令和 6 年度横須賀市特別会計母子父子寡婦福祉資金貸付事業費予算

令和 6 年度横須賀市の特別会計母子父子寡婦福祉資金貸付事業費の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 229,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、40,000 千円と定める。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金		千円
	1 一 般 会 計 繰 入 金	45,504 45,504
2 繰 越 金	1 繰 越 金	48,338 48,338
3 諸 収 入	1 市 預 金 利 子 入	74,473 1
	2 貸 付 金 元 利 収 入	74,441
	3 雑 入	31
4 市 債	1 母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 事 業 債	60,685 60,685
歳 入	合 計	229,000

歳 出

款	項	金 額
1 母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 事 業 費		千円
	1 母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 事 業 費 金	104,160
	2 繰 出 金	50,007 54,153
2 公 債 費	1 公 債 費	124,540 124,540
3 予 備 費	1 予 備 費	300 300
歳 出	合 計	229,000

第2表 地方債

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 事 業 費	60,685	普 通 貸 借	無 利 子	貸付業務を廃止したとき。ただし、財政の都合により繰上償還をすることができる。

令和6年度横須賀市特別会計公債管理費予算
令和6年度横須賀市の特別会計公債管理費の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ18,691,000千円と定める。
2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金		千円
	1 一 般 会 計 繰 入 金	17,451,289 17,451,289
2 市 債	1 市 債	1,239,711 1,239,711
歳 入	合 計	18,691,000

歳 出

款	項	金 額
1 公 債 費		千円
	1 公 債 費	18,691,000 18,691,000
歳 出	合 計	18,691,000

令和 6 年度横須賀市特別会計後期高齢者医療費予算
令和 6 年度横須賀市の特別会計後期高齢者医療費の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 8,220,000 千円と定める。
2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 後 期 高 齢 者 医 療 保 険 料 収 入	1 後 期 高 齢 者 医 療 保 険 料 収 入	千円 6,923,500 6,923,500
2 使 用 料 及 び 手 数 料	1 手 数 料	1 1
3 繰 上 入 金	1 一 般 会 計 繰 上 入 金	1,228,000 1,228,000
4 繰 上 越 金	1 繰 上 越 金	55,258 55,258
5 諸 収 入	1 延 滞 金 及 び 過 料 2 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金 3 市 預 金 利 子 入 4 雑 入	13,241 751 12,469 1 20
歳 入	合 計	8,220,000

歳 出

款	項	金 額
1 後 期 高 齢 者 医 療 事 業 費	1 総 務 管 理 費	千円 188,450 188,450
2 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合 納 付 金	1 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合 納 付 金	8,031,450 8,031,450
3 予 備 費	1 予 備 費	100 100
歳 出	合 計	8,220,000

令和 6 年度横須賀市水道事業会計予算
(総則)

第 1 条 令和 6 年度横須賀市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。
(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 給 水 栓 数

195,400栓
- (2) 年 間 総 給 水 量

56,732,000立方メートル
- (3) 一 日 平 均 給 水 量

155,400立方メートル
- (4) 主要な建設改良事業

配 水 施 設 整 備 事 業 事業費 4,930,000千円

小 雀 系 基 幹 施 設 整 備 事 業 事業費 482,316千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	入
第 1 款 水 道 事 業 収 益	10,998,573千円
第 1 項 営 業 収 益	10,044,634千円
第 2 項 営 業 外 収 益	950,939千円
第 3 項 特 別 利 益	3,000千円
支 出	出
第 1 款 水 道 事 業 費 用	10,046,715千円
第 1 項 営 業 費 用	9,824,170千円
第 2 項 営 業 外 費 用	89,547千円
第 3 項 特 別 損 失	117,998千円
第 4 項 予 備 費	15,000千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 4,090,220 千円は、当年度分損益勘定留保資金 2,879,350 千円、建設改良積立金 834,924 千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 375,946 千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第 1 款 資 本 的 収 入	2,967,065千円
第 1 項 企 業 債	2,000,000千円
第 2 項 負 担 金	167,065千円
第 3 項 そ の 他 資 本 的 収 入	800,000千円
支 出	
第 1 款 資 本 的 支 出	7,057,285千円
第 1 項 建 設 改 良 費	6,034,261千円
第 2 項 企 業 債 償 還 金	1,021,580千円
第 3 項 国 庫 補 助 金 返 還 金	1,444千円

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
管 路 維 持 管 理 業 務 委 託	令和 7 年度から 令和11年度まで	539,000
水 道 管 整 備 工 事	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	2,984,990
水 道 電 気 設 備 整 備	令 和 7 年 度	282,040
水 道 施 設 整 備	令 和 7 年 度	385,767

(企業債)

第 6 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
配水施設整備事業費に充当	2,000,000	普 通 貸 借 又 は 証 券 発 行	8.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借入れる資 金について、 利率の見直し を行った後に おいては、当 該見直し後の 利率)	政府資金についてはその融資条件によ り、その他の場合には借入れの日から 据置期間を含め、40年以内に償還する。 ただし財政の都合により据置期間及び 償還期限を短縮し、もしくは繰上償還 又は本議決の範囲内で未償還額を借換 えすることができる。事業の進捗等 により起債額の全部又は一部を翌年度に 繰越しあるいは限度額の範囲内におい て一時借入金又は短期債を起こすこと ができる。

(一時借入金)

第 7 条 一時借入金の限度額は、1,000,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 8 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用と営業外費用（消費税及び地方消費税）
- (2) 営業費用と特別損失（半原水源系統整理費）
- (3) 建設改良費と企業債償還金（企業債償還金）
- (4) 建設改良費と国庫補助金返還金（国庫補助金返還金）

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 9 条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 1,541,597千円
- (2) 交際費 50千円

(他会計からの補助金)

第10条 事業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、11,511 千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、150,000 千円と定める。

令和 6 年度横須賀市下水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 6 年度横須賀市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 処 理 面 積	5,887ヘクタール
(2) 年 間 総 処 理 水 量	68,083,000立方メートル
(3) 一 日 平 均 処 理 水 量	186,500立方メートル
(4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業	
管渠、ポンプ場及び終末処理場建設事業 事業費	6,202,078千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第 1 款 下 水 道 事 業 収 益		15,750,594千円
第 1 項 営 業 収 益		10,117,075千円
第 2 項 営 業 外 収 益		5,627,637千円
第 3 項 特 別 利 益		5,882千円
	支	出
第 1 款 下 水 道 事 業 費 用		15,540,390千円
第 1 項 営 業 費 用		14,902,807千円
第 2 項 営 業 外 費 用		599,701千円
第 3 項 特 別 損 失		22,882千円
第 4 項 予 備 費		15,000千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 4,060,613 千円は、過年度分損益勘定留保資金 732,219 千円、当年度分損益勘定留保資金 3,195,692 千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 132,702 千円で補てんするものとする。）。

	収	入
第 1 款 資 本 的 収 入		9,399,997千円
第 1 項 企 業 債		5,320,000千円
第 2 項 負担金及び分担金		1,848,147千円
第 3 項 補 助 金		2,231,850千円
	支	出
第 1 款 資 本 的 支 出		13,460,610千円
第 1 項 建 設 改 良 費		6,440,431千円
第 2 項 企 業 債 償 還 金		7,020,179千円

(継続費)

第 5 条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

款	項	事 業 名	総 額	年 度	年 割 額
資 本 的 支 出	建 設 改 良 費	令 和 6 年 度 ポ ン プ 場 建 設 事 業 費 〔舟 倉 ポ ン プ 場〕 〔沈 砂 池 機 械 設 備 更 新〕	660,000	6	230,000
				7	430,000
		令 和 6 年 度 ポ ン プ 場 建 設 事 業 費 〔舟 倉 ポ ン プ 場〕 〔電 気 設 備 改 築〕	255,000	6	50,000
				7	205,000
		令 和 6 年 度 ポ ン プ 場 建 設 事 業 費 〔久 里 浜 第 2 ポ ン プ 場〕 〔雨 水 ポ ン プ 設 備 更 新〕	600,000	6	120,000
				7	480,000
		令 和 6 年 度 ポ ン プ 場 建 設 事 業 費 〔久 里 浜 第 2 ポ ン プ 場〕 〔電 気 設 備 改 築〕	388,000	6	44,000
				7	344,000
		令 和 6 年 度 ポ ン プ 場 建 設 事 業 費 〔武 波 ン プ 場〕 〔雨 水 ポ ン プ 設 備 更 新〕	400,000	6	90,000
				7	310,000
		令 和 6 年 度 終 末 処 理 場 建 設 事 業 費 〔 下 町 浄 化 セ ン タ ー 〕 〔 汚 泥 処 理 棟 ほ か 〕 〔 電 気 設 備 更 新 〕	568,000	6	74,000
				7	494,000
		令 和 6 年 度 終 末 処 理 場 建 設 事 業 費 〔 下 町 浄 化 セ ン タ ー 〕 〔 機 械 濃 縮 棟 ほ か 〕 〔 電 気 設 備 更 新 〕	495,000	6	59,000
				7	436,000

		令和 6 年 度 終 末 処 理 場 建 設 事 業 費 〔追 浜 浄 化 セ ン タ ー〕 〔用 水 設 備 更 新〕	230,000	6	57,000
				7	173,000
		令和 6 年 度 終 末 処 理 場 建 設 事 業 費 〔西 浄 化 セ ン タ ー〕 〔消 毒 設 備 改 修〕	180,000	6	0
				7	180,000

(債務負担行為)

第 6 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
管 路 維 持 管 理 業 務 委 託	令和 7 年度から 令和 11 年度まで	231,000

(企業債)

第 7 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
建 設 改 良 費 に 充 当	4,004,700	普通貸借又は 証 券 発 行	8.0 %以内 (ただし、利 率見直し方式 で借入れる資 金について、 利率の見直し を行った後に おいては、当 該見直し後の 利率)	政府資金についてはその融資条件によ り、その他の場合には借入れの日から 据置期間を含め、40年以内に償還する。 ただし財政の都合により据置期間及び 償還期限を短縮し、もしくは繰上償還 又は本議決の範囲内で未償還額を借換 えすることができる。事業の進捗等 により起債額の全部又は一部を翌年度に 繰越しあるいは限度額の範囲内におい て一時借入金又は短期債を起こすこと ができる。
借 換 企 業 債	1,235,300			
資 本 費 平 準 化 債	80,000			

(一時借入金)

第 8 条 一時借入金の限度額は、3,000,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 9 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用と営業外費用（消費税及び地方消費税、雑支出）
- (2) 営業費用と特別損失（固定資産譲渡損）
- (3) 建設改良費と企業債償還金（企業債償還金）

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 10 条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 1,128,910 千円
- (2) 交際費 50 千円

(他会計からの補助金)

第 11 条 事業助成のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、8,000 千円である。

令和 6 年度横須賀市病院事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 6 年度横須賀市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 市 民 病 院 事 業

- (1) 病 床 数 482 床
 - 一 般 病 床 476 床
 - 感 染 症 病 床 6 床
 - (2) 年 間 患 者 数
 - 入 院 74,095 人
 - 外 来 115,735 人
 - (3) 一 日 平 均 患 者 数
 - 入 院 203 人
 - 外 来 395 人
 - (4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業
 - 建 物 改 修 524,500 千円
 - 有 形 固 定 資 産 購 入 100,177 千円
- 2 うわまち病院事業
- (1) 病 床 数 417 床（新病院 450 床）

一 般 病 床	367床
療 養 病 床	50床
(2) 年 間 患 者 数	
入 院	97,820人
外 来	142,398人
(3) 一日平均患者数	
入 院	268人
外 来	486人
(4) 主要な建設改良事業	
有形固定資産購入	6,794,514千円
新市立病院建設事業	12,053,836千円

(収益的收入及び支出)

第 3 条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第 1 款 市民病院事業収益		530,000千円
第 1 項 医 業 収 益		247,060千円
第 2 項 医 業 外 収 益		281,940千円
第 3 項 特 別 利 益		1,000千円
第 2 款 うわまち病院事業収益		2,584,000千円
第 1 項 医 業 収 益		444,840千円
第 2 項 医 業 外 収 益		1,963,867千円
第 3 項 特 別 利 益		175,293千円
合 計		3,114,000千円
	支	出
第 1 款 市民病院事業費用		690,000千円
第 1 項 医 業 費 用		669,075千円
第 2 項 医 業 外 費 用		18,925千円
第 3 項 特 別 損 失		1,000千円
第 4 項 予 備 費		1,000千円
第 2 款 うわまち病院事業費用		1,789,000千円
第 1 項 医 業 費 用		1,441,098千円
第 2 項 医 業 外 費 用		116,756千円
第 3 項 特 別 損 失		230,146千円
第 4 項 予 備 費		1,000千円
合 計		2,479,000千円

(資本的收入及び支出)

第 4 条 資本的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額 609,950 千円は、過年度分損益勘定留保資金 53,011 千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 556,939 千円で補てんするものとする。）。

	収	入
第 1 款 市民病院資本的收入		743,200千円
第 1 項 企 業 債		624,200千円
第 2 項 出 資 金		119,000千円
第 2 款 うわまち病院資本的收入		18,666,850千円
第 1 項 企 業 債		18,559,600千円
第 2 項 出 資 金		107,250千円
合 計		19,410,050千円
	支	出
第 1 款 市民病院資本的支出		853,000千円
第 1 項 建 設 改 良 費		624,677千円
第 2 項 企 業 債 償 還 金		228,323千円
第 2 款 うわまち病院資本的支出		19,167,000千円
第 1 項 建 設 改 良 費		18,932,927千円
第 2 項 企 業 債 償 還 金		234,073千円
合 計		20,020,000千円

(企業債)

第 5 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
市 民 病 院 建 物 改 修 費 に 充 当	524,500	普通貸借又は 証 券 発 行	8.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借入れる資 金について、 利率の見直し を行った後に おいては、当 該見直し後の 利率)	政府資金についてはその融資条件により、その他の場合には借入れの日から据置期間を含め、35年以内に償還する。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は本議決の範囲内で未償還額を借換えすることができる。事業の進捗等により起債額の全部又は一部を翌年度に繰越しあるいは限度額の範囲内において一時借入金又は短期債を起こすことができる。
市 民 病 院 有形固定資産購入費に充当	99,700			
う わ ま ち 病 院 有形固定資産購入費に充当	6,547,500			
う わ ま ち 病 院 新 市 立 病 院 建 設 事 業 費 に 充 当	12,012,100			

- (一時借入金)
- 第 6 条 一時借入金の限度額は、次のとおりと定める。
- 1 市 民 病 院 事 業

600,000千円
- 2 うわまち病院事業

4,000,000千円
- (予定支出の各項の経費の金額の流用)
- 第 7 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
- 1 市 民 病 院 事 業

(1) 予定支出の各項間の経費
- 2 うわまち病院事業

(1) 予定支出の各項間の経費
- (議会の議決を経なければ流用することのできない経費)
- 第 8 条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。
- 1 市 民 病 院 事 業

(1) 職 員 給 与 費

36,812千円
- (2) 交 際 費

50千円
- 2 うわまち病院事業

(1) 職 員 給 与 費

104,889千円
- (2) 交 際 費

50千円
- (他会計からの補助金)
- 第 9 条 事業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりである。
- 1 市 民 病 院 事 業

7,000千円
- 2 うわまち病院事業

7,000千円

横須賀市告示第66号

令和 6 年 4 月 1 日

横須賀市長 上 地 克 明

令和 6 年度横須賀市一般会計補正予算（第 1 号）は、3 月 26 日市議会の議決を経ました。その要領は、次のとおりです。

- 令和 6 年度横須賀市一般会計補正予算（第 1 号）
- 令和 6 年度横須賀市の一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。
- (歳入歳出予算の補正)
- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 25,187 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 168,945,187 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。
- (繰越明許費の補正)
- 第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
21 繰 越 金		300,000	25,187	325,187
	1 繰 越 金	300,000	25,187	325,187
歳 入	合 計	168,920,000	25,187	168,945,187

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2 総 務 費		20,067,102	25,187	20,092,289
	1 総 務 管 理 費	17,431,115	25,187	17,456,302
歳 出	合 計	168,920,000	25,187	168,945,187

第 2 表 繰越明許費補正

追 加

(単位 千円)

款	項	事 業 名	金 額
総 務 費	総 務 管 理 費	経 営 企 画 費 (浦 賀 駅 前 周 辺 地 区 活 性 化 事 業)	24,992

横須賀市告示第67号

の規定により、芸術劇場の利用料金について次のとおり承認し

芸術劇場条例（平成 5 年横須賀市条例第36号）第 4 条第 4 項

ました。

令和 6 年 4 月 1 日

横須賀市長 上 地 克 明

- 1 利用料金を承認した施設
芸術劇場条例第 2 条に掲げる施設
- 2 利用料金の額
- (1) 大劇場及び小劇場

施設	区 分	使 用 料	
		平 日	土曜日、日曜日 及び休日
大 劇 場	午 前	円 59,390	円 71,280
	午 後	113,400	136,080
	夜 間	140,390	168,480
	午 前 ・ 午 後	172,790	207,360
	午 後 ・ 夜 間	253,790	304,560
	全 日	269,990	323,990
	時間外（1 時間 につき）	43,190	51,830
小 劇 場	午 前	15,840	19,230
	午 後	29,410	35,070
	夜 間	37,330	45,250
	午 前 ・ 午 後	45,250	54,300
	午 後 ・ 夜 間	66,740	80,320
	全 日	71,280	85,980
	時間外（1 時間 につき）	11,310	13,570

備考

- 1 午前とは午前 9 時から正午まで、午後とは午後 1 時から午後 5 時まで、夜間とは午後 6 時から午後 10 時30分まで、午前・午後とは午前 9 時から午後 5 時まで、午後・夜間とは午後 1 時から午後10時30分まで、全日とは午前 9 時から午後10時30分までをいう（第 3 号の表において同じ。）。
2 時間外とは、使用許可を受けた時間を超過し、又は繰り上げて使用する場合をいう（第 3 号の表において同じ。）。
3 使用者が入場料（これに類するものを含む。以下

同じ。）を徴収するとき又は商業宣伝若しくは収益を目的として使用するときの使用料は、規定の使用料に10分の10を乗じて得た額を加算する。ただし、入場料の最高額が 3,001 円未満のときの使用料は、規定の使用料に10分の 5 を乗じて得た額（その額に、5 円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとし、5 円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げるものとする。）を加算した額とする。

(2) リハーサル室

施 設	区 分	使用料
大リハーサル室	午前 9 時から午後10時まで 1 時間につき	円 3,550
	上記以外の時間 1 時間につ き	4,250
小リハーサル室	午前 9 時から午後10時まで 1 時間につき	2,360
	上記以外の時間 1 時間につ き	2,840

備考

大劇場又は小劇場の使用に伴い、リハーサル室を楽屋として使用する場合の使用料は、次に掲げるとおりとする。

- ア 本番を行わない場合又は本番日に連続（休館日を含む。）する使用でない場合は、規定の使用料に10分の 5 を乗じて得た額（その額に、5 円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとし、5 円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げるものとする。）とする。
イ 本番日に連続（休館日を含む。）して使用する場合は、本番日は規定の使用料に10分の 5 を乗じて得た額（その額に、5 円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとし、5 円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げるものとする。）とし、本番日以外の日は無料とする。
ウ イにかかわらず、同一公演の本番日として連続 4 日以上（休館日を除く。）全日使用する場合は、本番日の 3 日目までは規定の使用料に10分の 5 を乗じて得た額（その額に、5 円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとし、5 円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げるものとする。）とし、本番日の 4 日目以降及び本番日に連続（休館日を含む。）する本番日以外の日は無料とする。

(3) 楽屋及び衣装室

施設 \ 区分		午 前	午 後	夜 間	午前・午後	午後・夜間	全 日	時間外（1 時 間当たり）
大 劇 場	楽 屋 1	円	円	円	円	円	円	円
	楽 屋 5	950	1,250	1,250	2,200	2,500	2,930	370
	楽 屋 2	2,200	2,930	2,930	5,130	5,860	6,810	890
	楽 屋 9							
	楽 屋 12							
	楽 屋 13	2,520	3,350	3,350	5,870	6,700	7,850	1,000
	楽 屋 3							
	楽 屋 4							
	楽 屋 6	1,880	2,520	2,520	4,400	5,040	5,870	730
	楽 屋 7							
場	楽 屋 8	2,830	3,770	3,770	6,600	7,540	8,800	1,150
	楽 屋 10	3,150	4,190	4,190	7,340	8,380	9,850	1,250
	楽 屋 11							
衣 装 室		950	1,250	1,250	2,200	2,500	2,930	370

小 劇 場	楽 屋 A							
	楽 屋 B	950	1,250	1,250	2,200	2,500	2,930	370
	楽 屋 D							
場	楽 屋 C	1,880	2,520	2,520	4,400	5,040	5,870	730

備考

大劇場又は小劇場の使用に伴い、楽屋及び衣装室を使用する場合の使用料は、次に掲げるとおりとする。

ア 本番を行わない場合又は本番日に連続（休館日を含む。）する使用でない場合は、規定の使用料とする。

イ 本番日に連続（休館日を含む。）して使用する場合は、本番日は規定の使用料とし、本番日以外の日は無料とする。

ウ イにかかわらず、同一公演の本番日として連続 4 日以上（休館日を除く。）全日使用する場合は、本番日の 3 日目までは規定の使用料とし、本番日の 4 日目以降及び本番日に連続（休館日を含む。）する本番日以外の日は無料とする。

横須賀市告示第68号

ベイスクエア・パーキング条例（平成24年横須賀市条例第18号）第 4 条第 4 項の規定により、ベイスクエア・パーキングの利用料金について次のとおり承認しました。

令和 6 年 4 月 1 日

横須賀市長 上 地 克 明

- 1 利用料金を承認した施設
- ベイスクエア・パーキング条例第 2 条に掲げる施設
- 2 利用料金の額

区 分			使用料の額
普通自動車	一時使用	午前 8 時から 午後10時まで	30分につき 200 円
		上記以外の時間	30分につき 100 円
	定期使用	全 日	1月につき 30,800 円
		平 日	1月につき 11,000 円
自動二輪車 及び原動機 付自転車	一 時 使 用		1回につき24時間まで 600 円
	定期使用	全 日	1月につき 6,600 円
回数券（200 円券60枚つづり又は 400 円券30枚つづり）			10,000 円

備考

1 全日とは、午前零時から午後12時までをいう。

2 平日とは、月曜日から金曜日まで（休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178 号）に規定する休日を含む。）を除く。）の午前 6 時から午後12時までをいう。

3 1 月とは、月の初日から末日までをいう。

4 午前 6 時から午後12時までの間に普通自動車を駐車させる場合の使用料は、平日においては 1,600 円を、日曜日、土曜日及び休日においては 2,000 円を限度とする。

5 定期使用の場合で、月の途中から使用するものについては、1 月未満の月額料金の算定は、1 月の料金を日割り計算した金額（1 円未満の端数は切り上げる。）に当該日数を乗じて得た額とする。

横須賀市告示第69号

令和元年横須賀市告示第 108 号（原動機付自転車等の標識について）の一部を次のように改正します。

令和 6 年 4 月 1 日

横須賀市長 上 地 克 明

原動機付自転車の標識を次のように改める。

原動機付自転車の標識

- 1 標識第 1 号



- 備考
- 1 この標識は、使用を希望する者の横須賀市市税条例（昭和46年横須賀市条例第18号。以下「条例」という。）第23条第 1 号アからウまでに掲げる原動機付自転車（一般原動機付自転車（道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第 1 条第 1 項第 13号の 5 に規定する一般原動機付自転車をいう。）に限る。以下同じ。）用とする。
- 2 大きさは、縦10センチメートル、横20センチメートルとする。
- 3 周囲の枠、市の名称の文字、車両番号及びキャラクターは、浮出しとする。
- 4 地色は、条例第23条第 1 号アに掲げるものは白色、同号イに掲げるものは薄黄色、同号ウに掲げるものは薄桃色とする。
- 5 市の名称の文字及び車両番号の色は、黒色とする。
- 6 その他の色等は、次のとおりとする。
- (1) エンブレム 色は、青色、白色、赤色、黒色及び金色とし、透かしを用いる。
- (2) キャラクター 色は、青色、白色、赤色、黒色、薄黄色、橙色、濃灰色、茶色及び紫色とする。
- (3) コピーライト表記 文字及び記号の色は、黒色とする。
- (4) 標識の下部及び左部の帯状の部分 図柄の色は、青色、白色及び赤色とし、文字の色は、白色とする。
- 2 標識第 2 号



- 備考
- 1 この標識は、使用を希望する者の条例第23条第 1 号アからウまでに掲げる原動機付自転車用とする。
- 2 大きさは、縦10センチメートル、横20センチメートルとする。
- 3 周囲の枠、市の名称の文字、車両番号及びロゴは、浮出しとする。
- 4 地色は、条例第23条第 1 号アに掲げるものは白色、同号イに掲げるものは薄黄色、同号ウに掲げるもの

- は薄桃色とする。
- 5 市の名称の文字及び車両番号の色は、黒色とする。
- 6 その他の色等は、次のとおりとする。
- (1) ロゴ 色は、青色、白色、水色、薄水色、黒色、黄色及び橙色とする。
- (2) キャラクター 色は、青色、白色、水色、薄水色、桃色、黒色、黄色、薄茶色及び橙色とする。
- (3) コピーライト表記 文字及び記号の色は、黒色とする。
- (4) 標識の左部の帯状の部分 図柄の色は、青色、白色及び水色とする。

横須賀市告示第70号

平成25年横須賀市告示第65号（旅館業条例に基づく国、地方公共団体又は公共の団体が設置する青少年の健全な育成を図るための施設、スポーツ施設その他の施設の指定について）の一部を次のように改正します。

令和 6 年 4 月 1 日

横須賀市長 上 地 克 明

本則の表横須賀市立追浜青少年の家の項を削り、同表横須賀市北体育会館の項中「同 夏島町 2 番地」を「横須賀市夏島町 2 番地」に改め、同表横須賀市立坂本青少年の家の項、横須賀市立衣笠青少年の家の項、横須賀市立浦賀青少年の家の項、横須賀市立鴨居青少年の家の項、横須賀市立久里浜青少年の家の項及び横須賀市立北下浦青少年の家の項を削る。

横須賀市告示第71号

廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（平成 5 年横須賀市条例第21号）第 6 条の規定による一般廃棄物処理の実施計画を次のとおり定めます。

令和 6 年 4 月 1 日

横須賀市長 上 地 克 明

- 1 実施期間
令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月31日まで
- 2 処理区域
市内全域
- 3 ごみ処理実施計画
- (1) 排出量

計画総排出量 116,834 トン

(内訳)

単位：トン

種 類	排出量	処理区分
燃せるごみ	79,177	ア 焼却 イ 資源化
不燃ごみ	1,633	ア 焼却 イ 資源化 ウ 埋立て
資源ごみ	15,676	資源化
缶・びん・ペットボトル	5,752	
プラスチック資源	7,436	
乾電池	97	
充電式電池	0	
小型家電	39	
段ボール、紙パック、その他の紙	15	
枝・草	2,335	
集団資源回収品目	2	
粗大ごみ・破碎できないごみ	3,578	ア 焼却 イ 資源化 ウ 破碎不適物処理 エ 埋立て

集団資源回収		16,770	資源化
合 計		116,834	
他市受入れ	燃せるごみ	8,617	ア 焼却 イ 資源化
	不燃ごみ	180	ア 焼却 イ 資源化 ウ 埋立て
	粗大ごみ	344	ア 焼却 イ 資源化 ウ 破碎不適物処理 エ 埋立て
小動物の死体	収集	1,973体	火葬
	直接搬入	2,120体	

注 排出量は、小数点以下の端数を四捨五入した数量とする。

- (2) ごみの発生・排出抑制のための方策
- ア 発生抑制（リデュース）
- ・ごみ発生抑制の推進啓発
 - ・生ごみ減量化処理機器の購入費補助
- イ 再使用（リユース）
- ・おもちゃ、家具等のリユースの推進
- ウ 再生利用（リサイクル）
- ・集団資源回収実施団体等への奨励金交付
 - ・サンデーリサイクルの実施
 - ・水銀使用廃製品の回収
 - ・小型充電式電池の回収
- エ その他周知・啓発
- ・児童や生徒に対するごみ教室の開催
 - ・パンフレット、広報紙、ホームページ等による情報提供及び周知啓発
 - ・ごみトーク、ごみ問題学習会の開催
 - ・ごみダイエット推進員活動の推進
 - ・リサイクル学習事業の実施支援
 - ・リサイクル体験教室の開催

- (3) 収集運搬等計画

単位：トン

区 分	排出量	収集方法等	収集等の主体
定日収集	73,997		市直営及び委託業者
燃せるごみ	59,217	ごみ集積所における週 2 回収集	
不燃ごみ	1,598	ごみ集積所における月 2 回収集	
缶・びん・ペットボトル	5,748	ごみ集積所における週 1 回収集	
プラスチック資源	7,434		
許可収集	19,031	排出者との契約による収集	許可業者
乾電池等収集	136	拠点収集	市直営
粗大ごみ・破碎できないごみ収集	805	申込による戸別収集	委託業者
散乱ごみ等収集	1	巡回による回収	
臨時収集	658	申込による収集	市直営
直接搬入	5,436	排出者による搬入	排出者
合 計	100,064		

小動物の死体	4,093体	申込による収集及び搬入	委託業者及び搬入者
--------	--------	-------------	-----------

(4) 中間処理計画・最終処分計画

ア 焼却

単位：トン

横須賀ごみ処理施設 焼却施設搬入量		横須賀ごみ処理施設 焼却施設搬出量	
燃せるごみ（処理 残さを含む。）	92,212	焼却灰溶融等	9,758

イ 粗大・不燃

単位：トン

横須賀ごみ処理施設 不燃ごみ等選別施設搬入量		横須賀ごみ処理施設 不燃ごみ等選別施設搬出量	
粗大ごみ・破碎で きないごみ	3,922	焼却	3,714
		資源化	863
不燃ごみ	1,817	破碎不適物等処理	95
		埋立て	1,067
合 計	5,739	合 計	5,739

ウ 積替保管

単位：トン

積替保管施設搬入量		積替保管施設搬出量	
枝・草	2,335	資源化	2,335
合 計	2,335	合 計	2,335

エ 資源化

単位：トン

リサイクルプラザ搬入量		リサイクルプラザ搬出量	
缶・びん・ペット ボトル	5,752	スチール缶	525
		アルミ缶	767
		無色のびん	791
		茶色のびん	566
		その他の色のびん	389
		ペットボトル	1,551
プラスチック資源	6,901	プラスチック資源	6,901
段ボール、紙パック、 その他の紙（集団 資源回収分4,454 トンを含む。）	4,469	段ボール	3,726
		紙パック	53
		その他の紙	690
		ガラス残さ（資源 化）	921

		異物（可燃）	236
		異物（不燃）	4
		水分	2
合 計	17,122	合 計	17,122

オ 小動物火葬

火葬量 4,093体

カ その他

乾電池 97トン

充電式電池 0トン

小型家電 41トン

注 排出量は、小数点以下の端数を四捨五入した数量とする。

(5) 資源化量

単位：トン

種 類	資源化量	資源化の方法
缶・びん・ペットボトル	5,510	選別、圧縮又は圧縮 こん包
プラスチック資源	7,436	選別、圧縮こん包又 は事業者による資源 化
段ボール、紙パック、そ の他の紙（集団資源回収 分を含む。）	4,469	選別、圧縮又は圧縮 こん包
金属粗大	72	選別又は破碎・選別
鉄類、アルミ	772	
マットレス	16	
家具	1	事業者による資源化
焼却灰	6,879	
乾電池	97	
充電式電池	0	
小型家電	41	
蛍光管類	30	
新聞、雑誌、古着・古布 類、缶以外の金属（集団 資源回収による。）	11,820	
枝・草	2,335	
合 計	39,478	

注 資源化量は、小数点以下の端数を四捨五入した数量とする。

(6) 処理施設の概要

名称	横須賀ごみ処理施設焼却 施設	横須賀ごみ処理施設不燃 ごみ等選別施設	リサイクルプラザ	積替保管施設
所在地	横須賀市長坂 5 丁目 1 番 1 号	横須賀市長坂 5 丁目 1 番 1 号	横須賀市浦郷町 5 丁目2931 番地	横須賀市長坂 5 丁目3656 番地
処理方式等	焼却（全連続燃焼式ストー カ炉）	破碎・選別	選別・圧縮・圧縮こん包・ 保管	積替保管
処理能力等	360 トン／日（24時間） （120トン×3基）	30トン／日（5時間）	220 トン／日（5時間）	972.81平方メートル（延 床面積）

4 生活排水処理実施計画

(1) し尿世帯数、浄化槽清掃回数及び収集量（委託）

単位：キロリットル

区 分		世帯数・回数	収 集 量
し	一般家庭	270世帯	440
	仮設便所等	3,940回	1,270

尿 浄 化	計		1,710
	単独処理・小型 合併処理浄化槽	個人住宅	3,730回
		共同住宅	830回
	小計		4,560回

槽	大型合併処理浄化槽	80回	1,460
	計	4,640回	10,460
収 集 量 の 合 計			12,170

(2) 持込量（許可収集）		単位：キロリットル	
区	分	持	込
し尿		850	

(3) 処分量（下水道投入）		単位：キロリットル	
区	分	下	水
し尿・浄化槽汚泥		13,020	

5 その他
やむを得ない特別な理由があるときは、ごみ処理実施計画及び生活排水処理実施計画を変更することがある。

横須賀市告示第72号
横須賀市漁港管理条例（昭和42年横須賀市条例第17号）第6条の3第4項の規定により、北下浦海岸通り駐車場及び北下浦海岸通り臨時駐車場の利用料金について次のとおり承認しました。

- 令和6年4月1日
- 横須賀市長 上 地 克 明
- 1 利用料金を承認した施設
横須賀市漁港管理条例別表第1の2に掲げる北下浦海岸通り駐車場及び北下浦海岸通り臨時駐車場
- 2 利用料金の額

施設の名称	使	用	料
北下浦海岸通り駐車場 北下浦海岸通り臨時駐車場	1 区画	1 日 1 回 1 時間まで	500 円
	1 日 1 回 1 時間を超えた場合は、500 円に 1 時間を超えた時間30分までごとに 250 円を加算する。ただし、2,000 円を超えるときは、2,000 円とする。		

公

告

横須賀市公告第63号
予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり予防接種を実施します。

令和6年4月1日

- 横須賀市長 上 地 克 明
- 1 予防接種の種類及び対象者
- (1) ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、破傷風及びH i b 感染症
- ア 第1期初回接種者
生後2月から生後90月に至るまでの間にある方
- イ 第1期追加接種者
第1期初回接種終了後6月を経過し、生後90月に至るまでの間にある方
- ウ 第2期接種者（ジフテリア及び破傷風に限る。）
11歳以上13歳未満の方
- (2) ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎及び破傷風
- ア 第1期初回接種者
生後2月から生後90月に至るまでの間にある方
- イ 第1期追加接種者
第1期初回接種終了後6月を経過し、生後90月に至るまでの間にある方
- ウ 第2期接種者（ジフテリア及び破傷風に限る。）
11歳以上13歳未満の方
- (3) 麻疹及び風しん
- ア 第1期接種者

- 生後12月から生後24月に至るまでの間にある方
- イ 第2期接種者
平成30年4月2日から平成31年4月1日までの出生者
- (4) 日本脳炎
- ア 第1期初回接種者
生後6月から生後90月に至るまでの間にある方
- イ 第1期追加接種者
第1期初回接種終了後6月を経過し、生後90月に至るまでの間にある方
- ウ 第2期接種者
9歳以上13歳未満の方
- エ 特例対象者
平成7年4月2日から平成19年4月1日までの間に生まれた方であって、日本脳炎の予防接種のうち4回の接種を受けていない20歳未満の方
- (5) 結核
1歳に至るまでの間にある方
- (6) H i b 感染症
生後2月から生後60月に至るまでの間にある方
- (7) 肺炎球菌感染症（小児がかかるものに限る。）
生後2月から生後60月に至るまでの間にある方
- (8) ヒトパピローマウイルス感染症
ア 平成20年4月2日から平成25年4月1日までに出生した女子
イ 特例対象者
平成9年4月2日から平成20年4月1日までの間に生まれた方であって、ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種を受けていない方
- (9) 水痘
生後12月から生後36月に至るまでの間にある方
- (10) B型肝炎
1歳に至るまでの間にある方
- (11) ロタウイルス感染症
生後6週に至った日の翌日から、ワクチンの種類ごとに、次に掲げる日までの間にある方
- ア 経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチン 生後24週に至る日の翌日まで
- イ 5価経口弱毒生ロタウイルスワクチン 生後32週に至る日の翌日まで
- 2 実施場所
当該予防接種を行う医師として市長が指定した医療機関
- 3 実施期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 4 予防接種を受けることが適当でない者
被接種者が次のいずれかに該当すると認められる場合は、予防接種を行わない。ただし、被接種者が当該予防接種に係る疾病に感染するおそれがあり、かつ、その予防接種により著しい障害をきたすおそれがないと認められる場合は、この限りでない。
- (1) 明らかな発熱を呈している方
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな方
- (3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな方
- (4) 妊娠していることが明らかな方
- (5) ロタウイルス感染症に係る予防接種にあっては、腸重積症の既往歴のあることが明らかな方、先天性消化管障害を有する方（その治療が完了した方を除く。）及び重症複合免疫不全症の所見が認められる方
- (6) 前各号に掲げる方のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある方
- 5 料金
原則として無料とする。

横須賀市公告第64号
予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により、風しんの予防接種を次のとおり実施します。

令和 6 年 4 月 1 日
横須賀市長 上 地 克 明

- 1 予防接種の対象者
第 5 期接種者
昭和37年 4 月 2 日から昭和54年 4 月 1 日までの間に生まれた男性（風しんに係る抗体検査を受けた結果、十分な量の風しん抗体があることが判明し、当該予防接種を行う必要がないと認められる者を除く。）
- 2 実施場所
全国の風しん第 5 期定期接種受託医療機関
- 3 実施期間
令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月31日まで
- 4 予防接種を受けることが適当でない者
被接種者が次のいずれかに該当すると認められる場合は、予防接種を行わない。ただし、被接種者が当該予防接種に係る疾病に感染するおそれがあり、かつ、その予防接種により著しい障害をきたすおそれがないと認められる場合は、この限りでない。
(1) 明らかな発熱を呈している方
(2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな方
(3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな方
(4) 前 3 号に掲げる方のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある方
- 5 料金
無料

横須賀市公告第65号
予防接種法（昭和23年法律第68号）第 5 条第 1 項の規定により、肺炎球菌感染症の予防接種を実施します。
令和 6 年 4 月 1 日

- 横須賀市長 上 地 克 明
- 1 予防接種の対象者
次のいずれかに該当する方。ただし、過去に当該予防接種を受けた方は除く。
(1) 65歳の方
(2) 60歳以上65歳未満の方であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能に自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する方又はヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する方
- 2 実施場所
当該予防接種を行う医師として市長が指定した医療機関
- 3 実施期間
令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月31日まで
- 4 予防接種を受けることが適当でない者
被接種者が次のいずれかに該当すると認められる場合は、予防接種を行わない。ただし、被接種者が当該予防接種に係る疾病に感染するおそれがあり、かつ、その予防接種により著しい障害をきたすおそれがないと認められる場合は、この限りでない。
(1) 明らかな発熱を呈している方
(2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな方
(3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな方
(4) 前 3 号に掲げる方のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある方
- 5 料金
3,000 円（生活保護法（昭和25年法律第 144 号）に基づく保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）に基づく支援給付を受けている方は無料）

訓 令 甲

横須賀市訓令甲第 1 号
事務分掌規則施行上の留意事項について（平成10年横須賀市訓令甲第 2 号）の一部を次のように改正する。
令和 6 年 4 月 1 日

横須賀市長 上 地 克 明
列記事項第 2 項第12号中オをカとし、エをオとし、ウをエとし、イの次に次のように加える。
ウ 「個人番号の指定及び個人番号カードの交付等に関すること」は、マイナポータル関連手続窓口支援に係る事務を含むものであること。
附 則
この規程は、令達の日から施行する。

横須賀市訓令甲第 2 号
自殺対策推進本部設置規程（平成30年横須賀市訓令甲第 8 号）の一部を次のように改正する。
令和 6 年 4 月 1 日

横須賀市長 上 地 克 明
別表中「教育長」を「教育長 民生局長」に改める。
附 則
この規程は、令達の日から施行する。

横須賀市訓令甲第 3 号
専決規程（平成 8 年横須賀市訓令甲第 3 号）の一部を次のように改正する。
令和 6 年 4 月 1 日

横須賀市長 上 地 克 明
別表第 4 第 1 項の表収入の項中「寄附採納」を「寄附受領」に改め、同表第 2 項の表を次のように改める。

2 公有財産関係

決裁区分		副市長	局 長	部 長	課 長
専決事項					
取 得	公有財産 購入	3,000 万 円以下の 公有財産 （船舶等 を除く。） の購入		2,000 万 円以下の 公有財産 （船舶等 を除く。） の購入	
	土地の寄 附受領・ 帰属	800 平方 メートル 以下の土 地の寄附 受領・帰 属		1 500 平方メ ートル 以下の 土地の 寄附受 領・帰 属 2 市道 の認定 ・廃止 ・変更 に伴う 用地処 理（建 設部長 に限る 。）	
	土地以外 の寄附受 領・帰属			全 般	
	登記手続 ・登録手				

管 理	続（管理 及び処分 を行う場 合同様と する。）			全 般	
	㊦行政財 産目的外 使用許可 （更新、 職員通勤 用駐車場 使用及び 企業会計 は㊦から 除く。）			全 般	1 更新 2 職員 通勤用 駐車場 使用
	占用許可 ・使用許 可（注12 参照）			新規（重 要事項）	1 新規 （一般 事項） 2 継続 3 一時
	㊦貸付け （企業会 計は㊦か ら除く。）			新 規	1 継続 2 一時
	㊦公有財 産に相当 するもの の借受け （賃借料 の支出を 含む。） （企業会 計は㊦か ら除く。）			新 規	継 続
	国有財産 の借受け			契 約	利用計画 変更申請
	土地境界 確認			全般（財 務部長を 除く。）	全般（財 務管理課 長に限る 。）
	公有財産 維持管理			一般事項	簡易事項
	㊦用途変 更・用途 廃止・所 管換・所 属換（企 業会計は ㊦から除 く。）			全 般	
	引継			全 般	
	使用承認 ・使用申 請（庁内 での手続 に限る。）			新規（部 等内を除 く。）	1 新規 （部等 内に限 る。） 2 継続
	公有財産 売却	2,000 万 円以下の 公有財産 の売却		1,000 万 円以下の 公有財産 の売却	

処 分	公有財産 交換（寄 附及び寄 附による 代替譲与 を含む。）	3,000 万 円以下の 公有財産 の交換		2,000 万 円以下の 公有財産 の交換	
別表第 4 第 3 項の表美術館資料（文化スポーツ観光部美術館運営課に限る。）の項中「寄贈採納」を「寄贈資料の受入れ」に改め、同表注に関する部分第12項中「第 2 項の表「占用許可・使用許可」の項の」を「占用許可・使用許可における」に改める。 附 則 この規程は、令達の日から施行する。 ~~~~~					
横須賀市訓令第 4 号 福祉事務所専決規程（平成17年横須賀市訓令第 7 号）の一部を次のように改正する。 令和 6 年 4 月 1 日 横須賀市長 上 地 克 明 第 6 条の次に次の 1 条を加える。 （こども家庭支援課長専決事項） 第 7 条 こども家庭支援課長の専決事項は、次のとおりとする。 (1) 児童福祉法第21条の18の規定による家庭支援事業の利用の勧奨及び支援並びに支援の提供に関すること。 附 則 この規程は、令達の日から施行する。 ~~~~~					
横須賀市訓令第 5 号 公文書管理規程（平成21年横須賀市訓令第 8 号）の一部を次のように改正する。 令和 6 年 4 月 1 日 横須賀市長 上 地 克 明 第21条中「財務部財務管理課」を「財務部財務課」に改める。 附 則 この規程は、令達の日から施行する。 ~~~~~					
横須賀市訓令第 6 号 電子署名取扱規程（令和 2 年横須賀市訓令第 9 号）の一部を次のように改正する。 令和 6 年 4 月 1 日 横須賀市長 上 地 克 明 第 4 条中「別表に掲げるとおりとする」を「別に定める」に改め、同条に次の 1 項を加える。 2 前項の規定にかかわらず、地方公共団体組織認証基盤以外のものにより作成された署名符号を用いて電子署名を行う場合の職名は市長とし、責任者は当該電子署名を用いる課等の課長等とする。 別表を削る。 附 則 この規程は、令達の日から施行する。 ~~~~~					
横須賀市訓令第 7 号 横須賀市職員人事評価規程（平成18年横須賀市訓令第14号）の一部を次のように改正する。 令和 6 年 4 月 1 日 横須賀市長 上 地 克 明 第 2 条第 1 号ただし書中「、部長級職員」の次に「及び課長級職員」を、「当該部長級職員」の次に「及び課長級職員」を加える。 第 6 条及び第 7 条中「部長級職員」の次に「又は課長級職員」を加える。 第 8 条中「部長級職員」の次に「及び課長級職員」を加える。 第 9 条第 1 項中「部長級職員」の次に「又は課長級職員」を加える。 別表担当者級職員の項中「園長」を「当該保育園の園長」に					

改める。

附 則
この規程は、令達の日から施行する。

横須賀市訓令甲第 8 号

人事評価制度の運用等に関する委員会設置規程（平成18年横須賀市訓令甲第16号）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 4 月 1 日

横須賀市長 上 地 克 明

第 2 条第 2 号中「の規定」を「又は横須賀市会計年度任用職員人事評価規程（令和 6 年横須賀市訓令甲第 9 号）の規定」に改める。

第 8 条第 4 項中「開示」を「説明」に改め、「4 月末日」の次に「（申出人が会計年度任用職員の場合にあっては、当該会計年度任用職員の任期の末日の属する月の翌月末日）」を加える。

附 則
この規程は、令達の日から施行する。

横須賀市訓令甲第 9 号

横須賀市会計年度任用職員人事評価規程を次のように定める。

令和 6 年 4 月 1 日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市会計年度任用職員人事評価規程

（趣旨）

第 1 条 この規程は、地方公務員法（昭和25年法律第 261 号）に基づく人事評価の公平性及び適正性の確保のため、会計年度任用職員の人事評価の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 人事評価 評価者（人事評価を行う職員をいう。以下同じ。）が会計年度任用職員を仕事の結果（結果に至る職務遂行の状況を含む。）により評価することをいう。
- (2) 会計年度任用職員 横須賀市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年横須賀市条例第10号）第 2 条第 1 項に規定するフルタイム会計年度任用職員及びパートタイム会計年度任用職員をいう。ただし、休職、休業等により公正な人事評価を受けることができないと総務部長が認める会計年度任用職員を除く。

（評価者等）

第 3 条 評価者及び被評価者は、別表に定めるところによる。

（評価者の責務等）

第 4 条 評価者の責務は、次のとおりとする。

- (1) 被評価者の職務遂行状況を観察し、評価に資する行動事実を記録するとともに、必要に応じて当該被評価者の業務内容を最も把握している職員から職務遂行状況を聴取すること。
- (2) 被評価者の申告及び前号の規定による記録等に基づき客観的で公正な評価を行うこと。
- (3) 自らの人事評価の技術の向上に努めること。

（評価対象期間）

第 5 条 人事評価の評価対象期間は、被評価者の任期の初日から末日までとする。

（担当業務の設定）

第 6 条 評価者は、被評価者の任期の始めに当該被評価者が担当する業務に関する役割、進行管理、目指す水準等（以下「担当業務」という。）を設定し、面談等によって当該担当業務を被評価者と確認するものとする。

（面談の実施）

第 7 条 1 次評価を行う者（以下「1 次評価者」という。）は、担当業務の達成に向けた職務の進捗状況等の確認並びに被評価者に対する指導及び助言を行うため、必要に応じて被評価者と面談することができる。

（評価方法）

第 8 条 人事評価に当たっては、第 6 条の規定により設定した担当業務ごとに、評価の結果に応じた記号（以下「個別評価」という。）を付すほか、人事評価の結果を総合的に表示する

記号（以下「全体評価」という。）を付すものとする。

- 2 個別評価及び全体評価の段階は、別に定める。
- 3 個別評価及び全体評価を付す場合において、担当業務の達成に向けた職務遂行の結果（結果に至る職務遂行の状況を含む。以下「担当業務の結果」という。）の程度が通常のものとするときは、標準の段階を付すものとする。
- 4 人事評価に当たっては、個別評価及び全体評価を付した理由その他参考となるべき事項を記載するよう努めるものとする。

（評価の実施）

第 9 条 評価者は、当該人事評価に係る評価期間における担当業務の結果に関し、業務遂行の事実及び自らの認識について被評価者から聴取し、及び必要に応じて評価の参考となるべき事項について関係する職員から聴取し、評価を行うものとする。

2 1 次評価者は、被評価者について、個別評価及び 1 次評価者としての全体評価を行い、これらの評価の結果について 2 次評価を行う者（以下「2 次評価者」という。）に提出するものとする。

3 2 次評価者は、1 次評価者の評価結果を確認し、1 次評価者と打合せを行い、双方合意の上で評価を決定する。

4 部長級職員（職員給与条例（昭和26年横須賀市条例第 5 号。以下「条例」という。）別表第 1 に規定する 8 級の職務のうち部長の職務にある者をいう。）は、当該部に所属する会計年度任用職員についての評価結果を確認し、必要と認めるときは、当該評価について調整を行うことができる。

（評価の調整）

第10条 総務を所掌する部長等は、前条の規定による評価結果を確認し、必要と認めるときは、当該被評価者の評価について調整を行うことができる。

（評価結果）

第11条 評価者は、被評価者に対し面談等によって人事評価結果を説明しなければならない。

2 被評価者は、前項の人事評価結果を踏まえ、自らの能力向上に努めるものとする。

（その他の事項）

第12条 この規程に定めるもののほか、評価の実施に関し必要な事項は、総務部長が別に定める。

附 則

この規程は、令達の日から施行する。

別表

被評価者	評 価 者	
	1 次評価	2 次評価
会計年度任用職員	所属する課等の課長等が指名する係長級職員（条例別表第 1 に規定する 4 級及び 5 級の職務にある者をいう。）又は業務主査級職員（条例附則第37項の表及び別表第 2 に規定する 5 級の職務にある者をいう。）又は班長級職員（条例附則第37項の表及び別表第 2 に規定する 4 級の職務にある者をいう。）をいう。ただし、勤務場所が学校の場合は当該学校の教頭と、勤務場所が保育園の場合は民生局福祉こども部子育て支援課長が指名する担当者級職員（条例附則第37項の表、別表第 1 及び別表第 2 に規定する 1 級から 3 級までの職務にある者をいう。）とする。	所属する課等の課長等又は所属する部等の部長等が指名する課長級職員（条例別表第 1 に規定する 6 級及び 7 級の職務にある者をいう。）。ただし、勤務場所が学校の場合は当該学校の校長と、勤務場所が保育園の場合は当該保育園の園長とする。

横須賀市訓令甲第10号

契約事務取扱規程（平成19年横須賀市訓令甲第10号）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 4 月 1 日

横須賀市長 上 地 克 明

第 5 条の見出しを「（議会の議決に付すべき契約等の入札条件の決定）」に改め、同条中「規定する契約」の次に「（一般競争入札の方法により締結する契約を除く。）」を加える。

附 則

この規程は、令達の日から施行する。

横須賀市訓令甲第11号

横須賀市こども家庭センター設置規程を次のように定める。

令和 6 年 4 月 1 日

横須賀市長 上 地 克 明

横須賀市こども家庭センター設置規程

（設置）

第 1 条 全ての妊産婦及び児童並びに子育て世帯への相談支援を一体的に行うため、児童福祉法（昭和22年法律第 164 号）第10条の 2 及び母子保健法（昭和40年法律第 141 号）第22条に規定するこども家庭センターとして、横須賀市こども家庭センター（以下「センター」という。）を設置する。

（センター長等）

第 2 条 センターにこども家庭センター長、副こども家庭センター長及び統括支援員を置く。

2 こども家庭センター長は、民生局こども家庭支援センター長をもって充てる。

3 副こども家庭センター長及び統括支援員は、民生局健康部地域健康課及び民生局こども家庭支援センターこども家庭支援課の職員をもって充てる。

（業務）

第 3 条 センターにおいては、次に掲げる業務を行う。

(1) 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な実情の把握に努めること。

(2) 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な情報の提供を行うこと。

(3) 児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他からの相談に応ずること並びに必要な調査及び指導を行うこと並びにこれらに付随する業務を行うこと。

(4) 児童及び妊産婦の福祉に関し、心身の状況等に照らし包括的な支援を必要とすると認められる要支援児童等その他の者に対して、これらの者に対する支援の種類及び内容その他の内閣府令で定める事項を記載した計画の作成その他の包括的かつ計画的な支援を行うこと。

(5) 児童及び妊産婦の福祉に関する機関との連絡調整を行うこと。

(6) 児童及び妊産婦の福祉並びに児童の健全育成に資する支援を行う者の確保、当該支援を行う者が相互の有機的な連携の下で支援を円滑に行うための体制の整備その他の児童及び妊産婦の福祉並びに児童の健全育成に係る支援を促進すること。

(7) 母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する支援に必要な実情の把握を行うこと。

(8) 母子保健に関する各種の相談に応ずること。

(9) 母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導を行うこと。

(10) 母性及び児童の保健医療に関する機関との連絡調整を行うこと。

(11) 母性並びに乳児及び幼児の心身の状態に応じ、健康の保持及び増進に関する支援を必要とする者について、母性並びに乳児及び幼児に対する支援に関する計画の作成その他の内閣府令で定める支援を行うこと。

(12) 助産その他の母子保健に関する事業を行うこと。

（その他の事項）

第 4 条 センターの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令達の日から施行する。